

平成26年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成26年度11月補正予算関係)

未来づくり推進局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年11月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		広報課	2
	2 債務負担行為に関する調書	広報課	3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第9号	鳥取県税条例の一部改正について	鳥取力創造課	4

補正予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 広報課	337,955	0	337,955					
合計	893,962	0	893,962	0	0	0	0	

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課（内線：7097）

3目 広報費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	債務負担行為 0 80,235	債務負担行為 20,000 0	債務負担行為 20,000 80,235	0	0	0	債務負担行為 20,000	
トータルコスト	92,617	0	92,617	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	委託業者選定・契約・情報発信内容調整				
工程表の政策目標（指標）	・県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>全国における本県の認知度・好感度向上のため情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を活用した県外への情報発信を臨機応変に実施する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>特に、情報発信機能の集中している首都圏を通じた全国への情報発信の強化に力点を置き、年間の情報露出枠（放送時間枠、掲載枠）を確保し、スケールメリットを活かした安定的かつ継続性のある情報発信を行う。</p> <p>情報露出枠については、平成26年度中に実施する公募型プロポーザルにより、広告代理店等のノウハウを活かした媒体選定・組合せ等を決定、企画・内容を調整の上、平成27年度当初から展開する。なお、事業の実施に当たっては、広告モニター調査等の効果測定を適宜実施する。</p> <p>3 債務負担行為の理由</p> <p>早期着手による年度当初からの円滑な情報発信を行い、ゴールデンウィークや夏休み前に有効な露出ができるように取り組む。</p> <p>[平成27年度に力点を置くテーマ（素材）の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるテーマについて機能的に組み合わせながら様々な切り口で情報発信する。 <ul style="list-style-type: none"> ・移住の地としての魅力発信（都会の若い世代に向けた発信） ・アクセスの向上（鳥取自動車道全線開通、山陰道区間開通、駈馳山バイパス開通、航空便利用による旅の魅力発信） ・観光・グルメ情報 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施策を推進する上で必要な臨時的・機動的な情報発信については、平成27年度現年分として別途要求予定（特にテレビ媒体を中心とした情報発信強化を図る）。 								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円	
平成26年度 とつとり情報発信委託	20,000		20,000	平成27年度	20,000				20,000	

条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

提出理由

- 1 提出理由
控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。
- 2 概要
個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対してなされた寄附金を加える。
- 3 施行期日
施行期日は、公布日とする。

【参考】

＜控除対象寄附金の状況＞

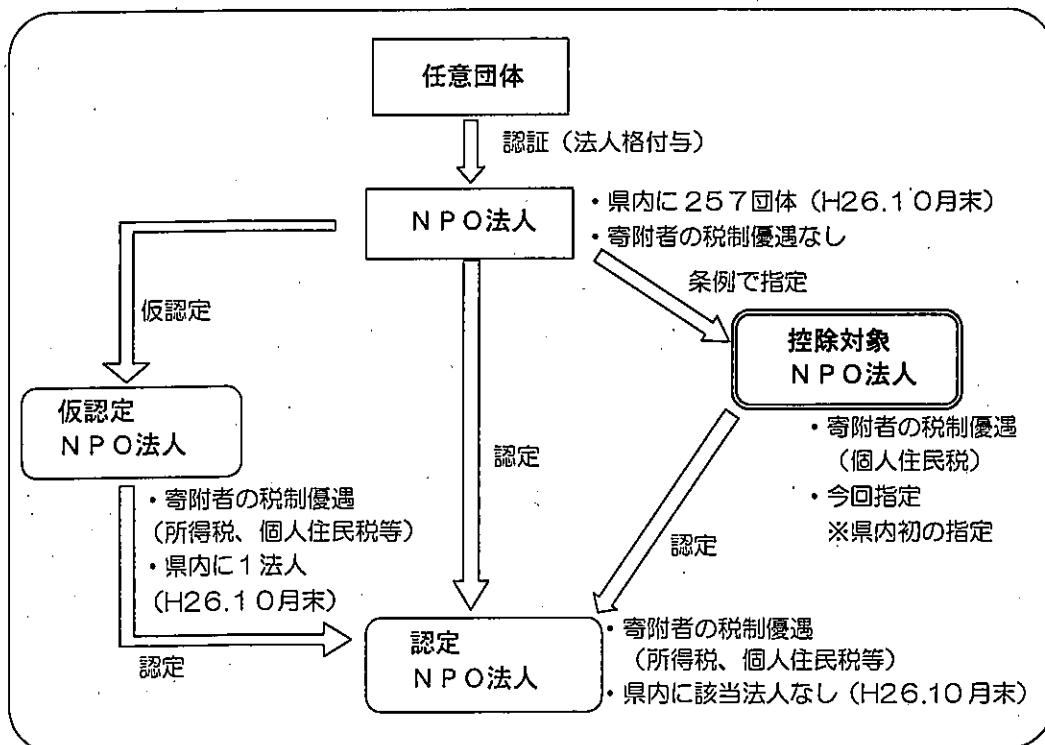
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況
1	都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○
2	共同募金会、日本赤十字社	○
3	特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）	★ } 指定済
4	認定特定公益信託	★
5	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★
6	控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★ } 今回指定

注）○：全国一律に控除対象となるもの、★：条例指定により控除対象となるもの

＜今回指定する法人の概要＞

- ・名称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- ・主たる事務所の所在地 鳥取市瓦町601番地
- ・設立年月日 平成20年5月15日
- ・事業内容 自閉症児・者等に対する正しい理解をひろめる事業、本人・家族・関係者に対する相談・情報提供事業、講演会・研修会事業等

＜認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ＞



概要

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前						
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td> <td>鳥取市瓦町601</td> <td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p>
名称	主たる事務所の所在地	期間							
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

